

3 服装規程

本校生徒の服装を次のように定める。

第1節 制服（正装）

【Aタイプ Bタイプ 上着（ブレザー）】

第1条 生徒の上着（ブレザー）については、本校指定のものとする。

(1) 利尻高等学校制服規定書に準ずる。

【Aタイプ Bタイプ ズボン（スラックス）】

第2条 生徒のズボン（スラックス型）については、以下のように定める。

Bタイプ生徒のスカート及びズボン（スラックス）は自由選択とし、本校指定のものを着用する。

(1) 利尻高等学校制服規定書に準ずる。

【Bタイプ スカート】

第3条 生徒のスカートについては、本校指定のものとする。

(1) 利尻高等学校制服規定書に準ずる。

(2) スカートの丈はウエストで合わせ、膝頭を中心とする。

【ワイシャツ・ブラウス】

第4条 生徒のワイシャツ・ブラウスについては、以下の2つから選択できるように定める。

・角襟シャツ（オフホワイト）とする。

・丸襟シャツ（オフホワイト）とする。

【ネクタイ・リボン】

第5条 生徒のネクタイ・リボンは、スラックス時にはネクタイ・スカート時にはリボンと定める。

(1) 利尻高等学校制服規定書に準ずる。

【ニットベスト】 Bタイプ制服選択者

第6条 Bタイプ生徒のニットベストについては、本校指定のものとする。

(1) 利尻高等学校制服規定書に準ずる。

【ソックス・タイツ・ストッキング】

第7条 スカート生徒のタイツ・ストッキングについては、ベージュのストッキングでは、ソックスを着用し、黒のタイツ・ストッキングの場合はソックスは履かなくても良い。タイツ・ストッキング・ソックスは華美にならないものとする。

【略装】

第8条 略装については、略装規程による。

【附則】

第9条 この規程は、平成16年4月1日、一部改正

第10条 この規程は、平成30年4月1日、一部改正

第11条 この規程は、令和3年4月1日、一部改正

第12条 この規程は、令和4年4月1日、一部改正

第13条 この規程は、令和7年4月1日、一部改正